報告第30号

令和3年城里町選挙管理委員会告示第 号

城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に 関する規程

(趣旨)

第1条 この告示は、城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公費 負担に関する条例(令和3年城里町条例第4号。以下「条例」という。)第12条の 規定に基づき、城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担 について必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出)

第2条 条例第2条、第6条及び第9条の規定の適用を受けようとする者は、条例第3条、第7条又は第10条に規定する有償契約を締結したときは、直ちに(立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに)、それぞれ選挙運動用自動車使用契約届出書(様式第1号)、選挙運動用ビラ作成契約届出書(様式第2号)又は選挙運動用ポスター作成契約届出書(様式第3号)に当該契約に関する書面の写しを添えて、条例第3条、第7条又は第10条の規定による届出を、城里町選挙管理委員会(以下「委員会」という。)にしなければならない。

(選挙運動用自動車の燃料代等の確認申請)

- 第3条 候補者(前条の届出をした者に限る。以下同じ。)は、条例第4条第2号イ、第8条又は第11条に規定する確認を受けようとするときは、それぞれ選挙運動用自動車燃料代確認申請書(様式第4号)、選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書(様式第6号)により、委員会に申請しなければならない。
- 2 委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、それぞれ選挙運動用自動車燃料代確認書(様式第7号)、選挙運動用 ビラ作成枚数確認書(様式第8号)又は選挙運動用ポスター作成枚数確認書(様式 第9号)を候補者に交付するものとする。

(選挙運動用自動車燃料代確認書等の提出)

第4条 前条第2項の規定による確認書の交付を受けた候補者は、当該確認書を、それぞれ有償契約を締結した者(以下「契約業者等」という。)に提出しなければならない。

(選挙運動用自動車使用証明書等の提出)

- 第5条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書(様式第10号)、選挙運動用ビラ作成証明書(様式第11号)又は選挙運動用ポスター作成証明書(様式第12号)を、その使用又は作成の実績に基づき作成し、それぞれ契約業者等に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、選挙運動用自動車の燃料を供給する者(以下「燃料供給業者」という。)に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載され

た書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写しを添付しなければならない。

(請求書の提出)

- 第6条 契約業者等は、条例第4条、第8条又は第11条の規定による請求をしようとするときは、それぞれ選挙運動用自動車使用費用請求書(様式第13号)、選挙運動用ビラ作成費用請求書(様式第14号)又は選挙運動用ポスター作成費用請求書(様式第15号)に前条第1項の証明書(証明書のほかに、燃料供給業者にあっては第3条第2項の確認書及び給油伝票、条例第7条に規定するビラ作成業者又は条例第10
- 条に規定するポスター作成業者にあっては第3条第2項の確認書)を添えて、町長に 請求しなければならない。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

報告第31号

令和3年城里町告示第 号

城里町貸切バス事業者及びタクシー事業者支援事業支援金交付要綱 (趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)の感染拡大防止への対策及び事業継続を支援し、町民生活の安心を図るため、貸切バス事業者及びタクシー事業者に対し、予算の範囲内において、城里町貸切バス事業者及びタクシー事業者支援事業支援金(以下「支援金」という。)を交付するため、城里町補助金等交付規則(平成17年城里町規則第42号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

- 第2条 支援金の交付を受けようとする者(以下「交付対象者」という。)は、城里町内の貸切バス事業者及びタクシー事業者とし、交付申請の時点において、個人の住民税(城里町税条例(平成17年城里町条例第49号)第45条第1項の規定により、特別徴収義務者に指定されている場合も含む。)、法人の町民税、固定資産税、軽自動車税(以下「町税等」という。)の滞納がない、次の各号のいずれかに該当する事業を行う者とする。
 - (1) 貸切バス事業者(道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第3 条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業)
 - (2) タクシー事業者(法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業) (交付額)
- 第3条 支援金の額は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。
 - (1) 貸切バス事業者が、令和3年10月1日時点で、町内の営業所において保有している国土交通省関東運輸局に登録された一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車 1台につき5万円
 - (2) タクシー事業者が、令和3年10月1日時点で、申請者が町内の営業所において保有し、国土交通省関東運輸局に登録されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車 1台につき2万円

(交付の申請)

- 第4条 申請者は、城里町貸切バス事業者及びタクシー事業者支援事業支援金交付申請 書(様式第1号)に誓約書(様式第2号)を添付し、町長に申請するものとする。
- 2 申請の期限は、令和3年12月24日までとする。

(交付決定及び通知)

第5条 町長は、前条の規定により申請があったときは、速やかに支援金の交付の可否を決定し、城里町貸切バス事業者及びタクシー事業者支援事業支援金交付決定通知書 (様式第3号) 又は城里町貸切バス事業者及びタクシー事業者支援事業支援金不交付決定通知書 (様式第4号) により、申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第6条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた申請者は、支援金の交付を請求しようとするときは、城里町貸切バス事業者及びタクシー事業者支援事業支援金交付請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第7条 町長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(支援金の取り消し又は減額)

- 第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付の決定 の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部を期限 を定めて返還を命ずるものとする。
 - (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
 - (2) この告示又はこの告示に基づく町長の指示に違反したとき。
 - (3) その他町長が返還が相当であると認める事由があったとき。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(失効後の経過処置)

3 この告示の失効の日以前に交付決定を受けた者に係る第8条の規定は、同日後もな おその効力を有する。 報告第32号

令和3年城里町告示第193号

城里町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱(目的)

- 第1条 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世代の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得の子育て世帯は、心身等に特に大きな困難を抱えている。また、新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食費等による支出の増加の影響を受け、低所得の子育て世帯の家計の経常収支は大きく悪化している。このように新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得の子育て世帯(ひとり親世帯を除く。)を見舞う観点から、早期に支給する特別給付金に関して「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給について」(令和3年5月28日付子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)別紙支給要領に基づき、必要な事項を定める。(支給要件)
- 第2条 城里町(以下「町」という。)は、前条の目的を達成するため、この告示の定めるところにより、城里町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)(以下「本給付金」という。)を、第3条第2項に規定する対象児童(本給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。)を養育する者であって、次項第1号に規定する養育要件のいずれかに該当し、かつ、同項第2号に規定する所得要件のいずれかに該当する者(以下「支給対象者」という。)に対して支給する。
- 2 支給対象者のうち、第1号のア又はイに該当し、かつ、第2号のアに該当する者 (第1号のアに該当する者については、児童手当法(児童手当法(昭和46年法律第 73号)第17条第1項に規定する公務員である者を除く。)を「児童手当等受給・非課 税者」といい、第1号のウ又はエに該当し、かつ、第2号のアに該当する者(第1 号のウに該当する者については、同項に規定する公務員である者を除く。)を「新規 児童手当等受給・非課税者」といい、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当 等受給・非課税者以外の者を「その他の支給対象者」という。
 - (1) 以下の養育要件のいずれかに該当すること。
 - ア 児童手当受給者 令和3年4月分の児童手当(児童手当法による児童手当 (同法附則第2条第1項に規定する特例給付を含む。)をいう。以下同じ。)の 受給者
 - イ 特別児童扶養手当受給者 令和3年4月分の特別児童扶養手当(特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当をいう。以下同じ。)の受給者
 - ウ 新規児童手当受給者 令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の 分の児童手当の受給資格の認定(他の市町村からの転入を理由とするものその 他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。)又は児童手当法第9 条第1項の規定による児童手当の額の改定の認定を受けた者
 - エ 新規特別児童扶養手当受給者 令和3年5月から令和4年3月までのいずれ かの月の分の特別児童扶養手当の受給資格の認定(他の市町村からの転入を理 由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。)又

は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において準用する児童扶養手 当法(昭和36年法律第238号)第8条第1項の規定による特別児童扶養手当の額 の改定の認定を受けた者

- オ その他対象児童の養育者 アから工までのいずれかに該当する者以外の者の うち、令和3年3月31日において、平成15年4月2日から平成18年4月1日ま での間に出生した児童を養育する者であって、日本国内に住所を有するもの又 は令和3年4月1日以後に、当該児童を養育し、日本国内に住所を有すること になった者
- (2) 以下の所得要件のいずれかに該当すること。
 - ア 令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である者 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和3年度分の市町村民税均等割(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)が課されていない者又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者
 - イ 令和3年1月以降の家計急変者 アに該当する者以外の者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者(当該者の1年間の収入見込額(令和3年1月から令和4年2月までの任意の1箇月の収入に12を乗じて得た額をいう。)又は1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。以下「収入額等」という。)が市町村民税均等割において、非課税となる水準に相当する額以下である者という。)
- 3 前項の規定にかかわらず、本給付金が支給されるまでの間に、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合について、本給付金は、当該支給対象者が養育する児童その他当該児童に係る本給付金の支給を受ける者として適当と認められる者に対して支給する。

児童手当等受給・非課税者	令和3年4月1日以後に死亡した場合
新規児童手当等受給・非課税者	支給要件に該当することが確認された日 の翌日以後に死亡した場合
その他の支給対象者	申請後これに対する支給が行われるまで の間に死亡した場合

- 4 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者には、本給付金を支給しない。
 - (1) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者
 - (2) 同号に規定する障害児入所施設等の設置者
 - (3) 法人

(本給付金の支給額等)

- 第3条 本給付金の支給額は、支給対象者が養育する対象児童1人につき、5万円とする。
- 2 本給付金の対象児童は、平成15年4月2日(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成13年4月2日)から令和4年2月28日までの間に出生した児童(日本国内に住所を

有するもの又は児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)第1条で定める理由により日本国内に住所を有しないものに限る。)とする。

- 3 既に支給の決定がされている低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別 給付金(ひとり親世帯分)(以下「ひとり親世帯給付金」という。)又は本給付金の 算定の基礎とされた児童は、対象児童から除かれるものとする。
- 4 児童が異なる児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、児童手当受給者に係る対象児童とし、特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。
- 5 児童が異なる新規児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、 新規児童手当受給者に係る対象児童とし、新規特別児童扶養手当受給者に係る対象 児童から除かれるものとする。

(町が支給を実施する支給対象者の範囲)

第4条 町は、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合、当 該者への本給付金の支給を実施する。

児童手当等受給・非課税者	町が令和3年4月分の児童手当の受給資格を認定 している場合又は町が令和3年4月分の特別児童 扶養手当に係る事務を行う場合
新規児童手当等受給·非課税者	町が令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格又は額の改定を認定した場合又は町が令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格又は額の改定の認定の請求を受理した場合
その他の支給対象者	申請時点で町に居住する場合

(申請不要の支給の方式)

- 第5条 町長は、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者に対し、本給付金の支給の申込みを行い、受給の意向を確認したうえで、本給付金の支給を決定する。支給対象者は、支給を希望しない場合、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)受給拒否の届出書(様式第1号)により行う。
- 2 町長は、前項の支給の決定がされた後、次の各号に掲げる方式のいずれかにより、 速やかに支給対象者に対し、本給付金を支給する。この場合、第4号に掲げる方式 は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れ た場所に居住していることその他第1号、第2号又は第3号に掲げる方式による支 給が困難な場合に限り行う。
 - (1) 児童手当支給口座振込方式 児童手当振込時における指定口座に振り込む方式
 - (2) 特別児童扶養手当支給口座振込方式 特別児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式
 - (3) 指定口座振込方式 前項の支給決定までに、支給対象者が町に様式第2号の支給口座登録等の届出書を提出し、町が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式
 - (4) 窓口交付方式 口座への振込みによる支給が困難である場合に、支給対象者が 町に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯 以外の低所得の子育て世帯分)支給口座登録等の届出書(様式第2号)を提出し、 町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(申請による支給に係る申請受付開始日及び申請期限)

- 第6条 申請による本給付金の支給に係る町の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲 げる申請方式ごとに町長が別に定める日とする。
- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和4年2月28日までとする。ただし、令和4年3月分の児童手当又は特別児童扶養手当の認定又は額の改定の認定の請求を した者等への支給の申請については、令和4年3月15日までとする。

(申請による支給の方式)

- 第7条 申請により本給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の 低所得の子育て世帯分)申請書(請求書)(様式第3号)を町長に提出する。町長は、 審査をしたうえで、本給付金の支給を決定する。
- 2 申請者による申請及びこれに基づく町による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。
 - (1) 郵送申請口座振込方式 申請者が本給付金申請書を郵送により町に提出し、町が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方
 - (2) 窓口申請口座振込方式 申請者が本給付金申請書を町の窓口に提出し、町が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
 - (3) 窓口交付方式 申請者が本給付金申請書を郵送により、又は町の窓口において 町に提出し、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- 3 町長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本並びに簡易な収入見込額の申立書(家計急変者)(様式第4号)又は簡易な所得見込額の申立書(家計急変者)(様式第4号の1)に、給与明細書又は公的年金証書等の収入額等を証明する書類等を提出させること等により、当該申請者が第2条の要件を満たす者であるかについて確認を行う。
- 4 町長は、第1項の規定による届出の際、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第8条 代理により第7条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他町長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(申請者に対する支給の決定)

第9条 町長は、第7条第1項の規定により提出された本給付金申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請者に対し、第7条第2項各号に掲げる方式により本給付金を支給する。

(本給付金の支給等に関する周知)

第10条 町長は、本給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者及び支給対象児童の 要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法に よる住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

- 第11条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、本給付金の支給対象者 から第6条第2項の申請期限までに第7条第1項の申請が行われなかった場合、当 該本給付金の支給対象者が本給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。
- 2 町長が第7条第1項の規定による申請を受理した後、本給付金申請書(請求書)及び添付書類の不備等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず、補正が行われな

- いことその他支給対象者の責に帰すべき事由により、令和4年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。
- 3 町長が第5条第1項の規定による支給決定を行った後、町が把握する児童手当又は 特別児童扶養手当の振込時における指定口座(支給決定までに指定口座の変更を届 け出ている場合にあっては、当該届出をした指定口座とする。)に本給付金の支給と して振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・ 変更等の事由により、令和4年3月31日までに支給が完了できない場合は、本契約 は解除される。
- 4 町長が第9条の規定による支給決定を行った後、本給付金申請書(請求書)の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず、補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により、令和4年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返環)

- 第12条 町長は、本給付金の支給後に支給対象者の要件に該当していないことが判明した場合、本給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った本給付金の返還を求める。 (受給権の譲渡又は担保の禁止)
- 第13条 本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。 (その他)
- 第14条 この告示の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、交付の日から施行する。

報告第33号

令和2年度城里町一般会計継続費精算報告書

(単位:円)

					全体計画 実 績				比較									
			き 度 年割額		左の財源内訳			左の財源内訳			左の財源内訳							
款 項 事業 名	年 度			特定財源					特定財源		年割額と	特定財源						
			十司帜	国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	支出済額	国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	支出済額 の 差	国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	
			平成30年度	111, 000, 000	30, 226, 000	19, 200, 000		61, 574, 000	0					△ 111,000,000	△ 30, 226, 000	△ 19, 200, 000	0	△ 61,574,000
	_ \http://doi.org/10.1001	新ごみ処理施	令和元年度	954, 000, 000	264, 937, 000	150, 400, 000		538, 663, 000	79, 480, 000	23, 743, 000	7, 800, 000		47, 937, 000	△ 874, 520, 000	△ 241, 194, 000	△ 142, 600, 000	0	△ 490, 726, 000
4. 衛生費	2. 清掃費	新ごみ処理施 設建設事業		1, 879, 080, 000	505, 146, 000	346, 200, 000		1, 027, 734, 000	2, 864, 600, 000	776, 566, 000	508, 000, 000		1, 580, 034, 000	985, 520, 000	271, 420, 000	161, 800, 000	0	552, 300, 000
			計	2, 944, 080, 000	800, 309, 000	515, 800, 000	0	1,627,971,000	2, 944, 080, 000	800, 309, 000	515, 800, 000		1, 627, 971, 000	0	0	0	0	0
			平成30年度	0					0					0	0	0	0	0
		衛生センター 延命化事業	令和元年度	223, 000, 000	64, 054, 000	29, 200, 000		129, 746, 000	137, 920, 000	43, 379, 000	7, 300, 000		87, 241, 000	△ 85,080,000	△ 20, 675, 000	△ 21,900,000	0	△ 42, 505, 000
			令和2年度	287, 840, 000	85, 400, 000	30, 100, 000		172, 340, 000	372, 920, 000	106, 075, 000	52, 000, 000		214, 845, 000	85, 080, 000	20, 675, 000	21, 900, 000	0	42, 505, 000
			計	510, 840, 000	149, 454, 000	59, 300, 000	0	302, 086, 000	510, 840, 000	149, 454, 000	59, 300, 000	0	302, 086, 000	0	0	0	0	0

令和3年 9月 7日 提 出

城里町長 上遠野 修

報告第34号

令和2年度

財政健全化審査意見書

城里町監査委員

令和3年8月25日

城里町長 上遠野 修 様

監查委員 横 倉 好 夫



財政健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和2年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出する。

令和2年度財政健全化審査意見書

第1 審査の対象

- (1) 健全化判断比率
 - ① 実質赤字比率
 - ② 連結実質赤字比率
 - ③ 実質公債費比率
 - ④ 将来負担比率
- (2) 資金不足比率
 - ① 公共下水道事業特別会計
 - ② 農業集落排水事業特別会計
 - ③ 水道事業会計

第2 審査の期間

令和3年8月4日(水)から令和3年8月10日(火)まで

第3 審査の方法

審査は、上記の健全化判断比率及び各会計の資金不足比率の計算が正確であるか、また、その算定の基礎となる書類が適正に作成されているかについて、 関係資料との照合、関係課からの説明聴取などの方法により実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び各会計の資金不足比率は適正に算出されており、その算出の基礎となる事項を記載した書類についても、適正に作成されているものと認められた。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率については、次表のとおりである。

(1) 健全化判断比率

(単位:%)

健 全 化 判 断	令和2年度	令和元年度	平成 30 年度	早期健全	財政再生
比率	比 率	比 率	比 率	化 基 準	基準
実 質 赤 字 比 率	_	_	_	14. 26	20.00
連結実質赤字比率		_	_	19. 26	30.00
実質公債費比率	9. 5	10.3	10.9	25.0	35. 0
将 来 負 担 比 率	59.5	59.6	65.4	350.0	

※比率の「一」は、当該比率が生じていないことを示している。

- ① 実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。
- ② 連結実質赤字比率は、公営企業を含めた全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。
- ③ 実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。
- ④ 将来負担比率については、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

(2) 資金不足比率

(単位:%)

	令和2年度	令和元年度	経営健全化	
会 計 名	比率	比 率	基準	
公共下水道事業特別会計	_	_	20.0	
農業集落排水事業特別会計	_	_	20.0	
水道事業会計	_	_	20.0	

※比率の「一」は、当該比率が生じていないことを示している。

資金不足比率は、公営企業の料金収入の規模に対する資金不足額の程度 を示すものであり、数値が大きいほど経営状況が深刻化していることを表 すものである。

比率=資金の不足額:事業の規模

資金の不足額については、地方公営企業法適用企業の場合には、流動負債と建設以外のために起こした町債の額の合計から流動資産を差し引いた額である。地方公営企業法非適用企業の場合には、繰上充用額、支払繰延額、事業繰越額及び建設以外のために起こした町債の額の合計額であり、ゼロの場合、資金の不足額はないということになる。

第5 審査意見

健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、黒字となっているため、数値として表示されない。

実質公債費比率については、9.5%となり、前年度より 0.8 ポイント改善している。将来負担比率については、59.5%となり、前年度より 0.1 ポイント改善している。

資金不足比率については、いずれの会計においても資金不足額を生じていないため、数値として表示されない。

令和2年度における健全化判断比率等は、いずれも基準を下回っており、財政収支が不均衡な状況、または、その他の財政状況が悪化した状況とは認められなかった。

引き続き財政の健全化に努められたい。